

議案第 101 号

伊賀市駐車場条例の一部改正について

伊賀市駐車場条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 9 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市駐車場条例の一部を改正する条例

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 1 の項を削り、同表 2 の項を同表 1 の項とし、同表 3 の項を同表 2 の項とし、同表 4 の項を同表 3 の項とし、同項の次に次のように加える。

4	市営上野公園第 3 駐車場	伊賀市上野丸之内 116 番地
---	---------------	-----------------

第 5 条第 1 項第 1 号の表 1 の項を削り、同表 2 の項中「市の休日」を「毎日」に改め、同項を同表 1 の項とし、同表 3 の項を同表 2 の項とし、同表 4 の項を同表 3 の項とし、同項の次に次のように加える。

4	市営上野公園第 3 駐車場	毎日	午前 8 時～午後 5 時
---	---------------	----	---------------

第 5 条第 1 項第 1 号の表 6 の項中「市の休日」を「伊賀市の休日を定める条例（平成 16 年伊賀市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に規定する市の休日」に改める。

第 6 条第 2 項を削る。

第 17 条第 2 項中「第 9 条」を「第 10 条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

名称	種別	区分	単位	金額
市営白鳳門駐車場	1 日駐車	道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「省令」	1 回	1,000 円

市営上野公園 第1駐車場		という。)第2条に規定する普通自動車のうち全長5m以上のもの(以下「バス(マイクロバスを含む。)」という。)		
市営上野公園 第2駐車場				
市営上野公園 第3駐車場		省令第2条に規定する普通自動車のうち全長5m未満のもの(以下「普通自動車」という。)	1回	500円
市営だんじり 会館駐車場		省令第2条に規定する小型自動車のうち二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)でないもの(以下「小型自動車」という。)		
市営城北駐 車場		省令第2条に規定する軽自動車のうち二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)でないもの(以下「軽自動車」という。)		
市営伊賀上野 駅駐車場		省令第2条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)であるもの並びに道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第3項に規定する原動機付自転車(以下「二輪車」という。)	1回	200円
市営新堂駐 車場	1日駐車	普通自動車 小型自動車	1回	300円
市営柘植駐 車場	月極め駐車	軽自動車	1か月	3,000円
市営島ヶ原駐 車場	1日駐車	普通自動車 小型自動車 軽自動車	1回	300円

		二輪車	1回	200円
		道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）	1回	100円
	月極め駐車	普通自動車 小型自動車	1か月	3,000円
		軽自動車	1か月	2,500円
		二輪車	1か月	800円
		自転車	1か月	500円
	市営佐那具駅 駐車場	1日駐車	普通自動車 小型自動車 軽自動車	1回
月極め駐車			普通自動車 小型自動車	1か月
軽自動車		1か月	3,500円	

附 則

この条例は、平成31年1月4日から施行する。